

介護保険・地域密着型サービス
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
ラウンド・ケア・サービス あさひ

平成 30 年 10 月 1 日事業開始

定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービス
住み慣れた地域で最期まで暮らせる在宅介護の仕組みです。

24 時間 365 日在宅生活を支援するためのサービスです。

<サービス提供内容>

定期巡回サービス

1 日複数回、決まった時間にヘルパーが訪問し、おむつ交換や服薬確認等を行います。



随時対応サービス (つながる安心)

ボタンを押すだけでケアコール端末により、24 時間 365 日いつでも連絡がとれます。



096-0-1812127

随時訪問サービス (いざという時も安心)

「転んで起き上がれない」「気分が悪くなった」など急な事態にもヘルパーが訪問します。

(必要に応じて主治医等に指示を仰ぎます)



訪問看護サービス (看護ニーズにも対応)

必要に応じて看護職員が訪問し、服薬管理、褥瘡の処置、点滴の管理等を行います。

☆訪問看護サービスを利用しない利用者もおられます。



<<定期巡回サービスならではの利用例>>

① 毎日の服薬確認

服薬のタイミングで訪問し、服薬確認、介助を行う事で、飲み忘れを防止。

② 白内障手術後の点眼

種類が多く管理が難しい点眼を決められた時間に訪問し実施。

③ 退院時の受け入れ

状態が安定しない退院直後の利用を、看護と一体になって支える。

④ ご自宅での看取り

介護と看護による日中・夜間を通して頻回訪問で、ご自宅での看取りを実施。

従来の訪問介護では対応しきれないケースにも対応可

<<訪問介護と定期巡回の比較>>

訪問介護

- 20分ルール（最低訪問時間）
- 2時間ルール（再訪問）
- 他のサービス（訪問看護）同じ時間NG
- 身体？分生活？分のサービス内容
- 訪問時間（各法人や事業所で異なる）
- ニーズのタイミングにタイムラグ
- 長時間サービス可能
- 馴染みのヘルパー
- デイサービスの希望回数が多い

定期巡回

- 時間のルールは無い（1分未満でも可能）
- ニーズによって5分後の訪問でも可能
- 訪問看護と同行訪問やサービス提供可能
- 身体、生活の時間の縛りが無い
- 24時間365日のサービス提供（随時等）
- タイムラグ無しのサービス提供
- 基本短時間のサービス（例外有）
- 複数のヘルパーが訪問（固定では無い）
- デイサービスは基本週2回（看護不要）

☆サービスの正しい理解をお願いします

包括報酬≠何回でも来てくれる、呼んだらすぐに来てくれるサービスではありません。

☆サービス内容については、訪問介護でできない事は定期巡回でもできません

定期巡回も介護保険サービスです。

家族が同居の場合の条件は何も変わりません。

通院介助もできますが、訪問介護と考え方は一緒です。

☆定期巡回は難しい

決まりごとが無いだけで訪問介護より簡単です。

☆金額が高い

定期巡回はADLが改善と重度化の防止に繋がる（費用に見合った以上の効果が得られる）。

<<ケアマネジャーの役割は従来と同じ>>

○定期巡回を利用するに伴いケアマネジャーの担当を変更する必要はありません。

小規模多機能居宅介護のように、担当ケアマネジャーが居宅介護支援事業所から定期巡回・随時対応サービス事業所へ移行しません。

○「定期巡回・随時対応型サービス」の作成責任者は、ケアマネジャーの作成する計画に沿って、適切なアセスメントに基づき具体的な計画を作成します。

なお、「定期巡回・随時対応サービス」は利用者の心身の状況に応じて柔軟に対応するサービスであるため、居宅サービス計画のサービス提供の日時に関わらず、計画作成責任者が日時やサービスの具体的内容を決める事ができます。

ただし適宜、ケアマネジャーに内容を報告し、密着な連携を図る必要があります。

また、1日の利用回数を減らすなど当初の計画を変更する場合も、居宅サービス計画を変更することなく臨機応変に対応が可能です。

<<利用までの流れ>>

- ① 担当ケアマネジャーから利用したい旨連絡
 - ② 受け入れ可能かどうか利用調整
 - ③ 定期巡回サービス事業所と利用契約等
 - ④ アセスメント実施（サービス計画責任者・訪問看護看護師と同行訪問します）
看護師によるアセスメント実施
計画作成→サービス提供
- ☆訪問看護利用しない場合も月に1回は看護師によるモニタリング実施し、
看護の視点からご本人、家族の状況を伺います。

<<サービス利用料（連携型）>>

- 連携先訪問看護事業所
佐用中央病院 訪問看護ステーション
- このサービスの利用料は、介護度別定額払いです。
- 訪問看護をご利用の場合は、「訪問介護分」の他に「訪問看護分」をお支払下さい。
連携先訪問看護事業所を利用する場合の訪問看護費（連携先で算定）

（要介護）	（訪問介護分）	（訪問看護分）
要介護1	5,666 単位	2,935 単位
要介護2	10,114 単位	2,935 単位
要介護3	16,793 単位	2,935 単位
要介護4	21,242 単位	2,935 単位
要介護5	25,690 単位	3,735 単位

- * 初回加算・総合マネジメント体制強化加算やその他が加算される場合があります。
- * 「訪問介護」、「訪問看護」、との併用はできません。
- * デイサービスやショートステイを利用される場合は、その利用した日の介護報酬が若干減額されます。

<<サービス実施地域>>

- 旧佐用町内（車で片道15分以内圏域）

[お問い合わせ]

ラウンド・ケア・サービス あさひ（朝陽ヶ丘荘内）

介護保険事業所番号 2893700100

TEL 0790-83-2008

FAX 0790-83-2035

サービス担当作成責任者 福盛